政令第二百六十九号

電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年十月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子

電波法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月二十五日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百七十号

電波法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項に次の一号を加える。

六　「電子申請等」とは、電波法（以下「法」という。）第百二条の十九第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同項各号に掲げる手続又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等をいう。

第二条第一項中「電波法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同項の表一の項中「七、一〇〇」を「六、九〇〇」に、「一〇、〇〇〇」を「九、八〇〇〇」に、「一五、九〇〇〇」を「一五、八〇〇〇」に、「三、一〇〇」を「三、〇〇〇」に、「三、三五〇」を「三、二〇〇」に、「六、七〇〇」を「六、五〇〇」に、「一〇、五〇〇」を「一〇、四〇〇」に、「一、一〇〇」を「一、九〇〇」に、「四、六〇〇」を「四、三五〇」に、「一、九〇〇」を「一、七〇〇」に改め、同表二の項中「四、六〇〇」を「四、三五〇」に、「一、九〇〇」を「一、七〇〇」に改め、同表三の項中「四、六〇〇」を「四、三五〇」に、「一、一〇〇」を「一、九〇〇」に改め、同表四の項中「九、七〇〇」を「九、一〇〇」に、「三九、一〇〇」を「三九、〇〇〇」に、「五四、三〇〇」を「五四、二〇〇」に、「九六、四〇〇」を「九六、一〇〇」に、「一五、六〇〇」を「一五、二〇〇」に、「四、九〇〇」を「四、五〇〇」に、「七六、八〇〇」を「七二、八〇〇」に、「一三〇、八〇〇」を「一二七、二〇〇」に、「一五二、四〇〇」を「一五一、三〇〇」に、「一六七、八〇〇」を「一六七、五〇〇」に、「六、〇〇〇」を「五、七〇〇」に改め、同表六の項中「九、三〇〇」を「九、二〇〇」に、「三、五〇〇」を「三、〇五〇」に改め、同表七の項中「六、七〇〇」を「六、六〇〇」に、「一二、四〇〇」を「一二、三〇〇」に、「一五、〇〇〇」を「一四、九〇〇」に、「四、七五〇」を「三、五五〇」に改め、同表八の項中「四、三〇〇」を「四、〇五〇」に、「三、〇五〇」を「二、八五〇」に改め、同表九の項中「三、五五〇」を「三、四五〇」に、「一、九五〇」を「一、七五〇」に、「四、二五〇」を「三、七五〇」に、「二、四〇〇」を「二、三五〇」に、「一、一〇〇」を「一、〇五〇」に、「一、九五〇」を「一、七五〇」に、「一四、六〇〇」を「一四、五〇〇」に、「一〇、四〇〇」を「九、二〇〇」に、「三、三五〇」を「三、〇五〇」に、「一、九五〇」を「一、七五〇」に、「一四、五〇〇」を「一四、二